

(様式第1号)

農地転用等の通知書

このたび下記の土地について農地法第 条第 項第 号による許可の申請届出にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、貴土地改良区地区内の土地（受益地）については、同規程第6条の決済金を所定の方法によりこれを納付し、第3条の申し入れ事項等については、別記確約事項を遵守し履行いたしますので地区除外をお願いします。

令和 年 月 日

転用組合員 住所 氏名 印

転用関係者 住所 氏名 印
電話 () -

明治用水土地改良区理事長 石川克則 様

記

1. 土地 市 町							※土地改良区にて記入します		
字 名	地 番	台帳地目	台帳地積	現 況	転用目的	コード	— —		
						種別	配水地積	備 考	

2. 権利の種類 [売買 賃借]

3. 農業委員会（都道府県知事）に 転用許可申請書 転用届出書 を提出しようとする日
令和 年 月 日

本件確認済
令和 年 月 日 地区配水総代 印

(注) 転用にかかる土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

(連絡先) 電話 () -

(隣接地承諾書) 転用地が市街化調整区域内の場合は記載して下さい。市街化区域内は省略。

今回の申請にあたり、私共隣接地関係者は、転用地を調査確認したところ、かんがい排水等に支障のないこと認めましたから、異議なく承諾致します。	
隣接地番（農地）	承諾者氏名
	印
	印
	印
	印
	印

(別記) 農地転用に対する確約事項

- 農地転用に伴い残存農地（配水地）のかんがい排水に支障のなきよう留意し、これに必要な工事を施行します。
- 農地転用により貴土地改良区の事業、運営に支障を与えた場合は、損害補償の責を負います。
- 転用地使用者の責に帰すべき事由により土地改良施設を損傷した場合は、貴土地改良区の指示を受けこれを補う施設を施します。
- 転用地使用者が残存農地（配水地）の農作物を害した時は、損害補償の責を負います。
- 汚濁水及び汚濁物を水路へ流出致しません。
- 転用地が貴土地改良区以外の土地改良事業と関連のある場合は、関係土地改良区と合議します。
- 転用地が水路敷地に隣接する場合、工作物は水路敷境界より50センチメートル以上控えます。
- 転用地がパイプライン区域内については、別紙誓約書を提出し遵守します。
- 建築確認申請をする場合は、貴土地改良区に管理障害物建設許可願等を申請します。
- 国費、県費及び同補助金が農地転用に起因し、返還を命ぜられた場合は、当該転用地に相当する分担金及び貴土地改良区自己資金は、転用組合員又は転用関係者において納付します。
- 転用地の所有権又は賃借権を、第三者に譲渡する場合は、本確約の履行を継承します。

添付書類	1. 位置図 2. 公図写 3. 建物配置図及び排水計画図 (転用地が市街化調整区域内の場合は添付して下さい。市街化区域内は省略。) 4. 本土地改良区理事長が指示した書類
------	--

記入例

農地転用等の通知書

農地法に基づいて記入して下さい

このたび下記の土地について農地法第 条第 項第 号による許可の申請にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ届出通知します。

なお、貴土地改良区地区内の土地（受益地）については、同規程第6条の決済金を所定の方法によりこれを納付し、第3条の申入れ事項等については、別記確約事項を遵守し履行いたしますので地区除外をお願いします。

令和 年 月 日 ← 提出年月日を記入

転用組合員 住所 安城市大東町22-16
氏名 明治 太郎 (印)

転用関係者 住所 豊田市水源町6-10
氏名 水源 花子 (印)
電話 (0565) 28 - **66

決済金支払者の方に
にチェックを入れて下さい

明治用水土地改良区理事長 様

記

1. 土地						※土地改良区にて記入します		
字名	地番	台帳地目	台帳地積	現況	転用目的	コード種別	配水地積	備考
〇〇〇	1	田	1,000	田	宅地			

2. 権利の種類 [売買 貸借]
3. 農業委員会（都道府県知事） 転用許可申請書 転用届出書 を提出しようとする日

農業委員会に提出予定日を記入して下さい → 平成 年 月 日

本件確認済 配水総代の承諾印をもらってきて下さい

令和〇〇年 〇月 〇〇日 △△ 地区配水総代 △△△△△△△△ (印)

(注) 転用にかかる土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

申請者の連絡先を記入して下さい。 (連絡先)

(隣接地承諾書) 転用地が市街化調整区域内の場合は記載して下さい。市街化区域内は省略。

今回の申請にあたり、私共隣接地関係者は、転用地を調査確認したところ、かんがい排水等に支障のないことを認めましたから、異議なく承諾致します。

隣接地番（農地）	承諾者氏名	印
2	根羽 次郎	(印)
		印
※市街化区域は隣地承諾は必要ありませんが、確約事項を遵守して下さい		
		印
		印

(別記) 農地転用に対する確約事項

- 農地転用に伴い残存農地（配水地）のかんがい排水に支障のなきよう留意し、これに必要な工事を施行します。
- 農地転用により貴土地改良区の事業、運営に支障を与えた場合は、損害補償の責を負います。
- 転用地使用者の責に帰すべき事由により土地改良施設を損傷した場合は、貴土地改良区の指示を受けこれを補う施設を施します。
- 転用地使用者が残存農地（配水地）の農作物を害した時は、損害補償の責を負います。
- 汚濁水及び汚濁物を水路へ流出致しません。
- 転用地が貴土地改良区以外の土地改良事業と関連のある場合は、関係土地改良区と合議します。
- 転用地が水路敷地に隣接する場合、工作物は水路敷境界より50センチメートル以上控えます。
- 転用地がパイプライン区域内については、別紙誓約書を提出し遵守します。
- 建築確認申請をする場合は、貴土地改良区に管理障害物建設許可願等を申請します。
- 国費、県費及び同補助金が農地転用に起因し、返還を命ぜられた場合は、当該転用地に相当する分担金及び貴土地改良区自己資金は、転用組合員又は転用関係者において納付します。
- 転用地の所有権又は貸借権を第三者に譲渡する場合は、本確約の履行を継承します。

- 添付書類
- 位置図
 - 公図写
 - 建物配置図及び排水計画図
 - 本土地改良区理事長が指示した書類
- (転用地が市街化調整区域内の場合は添付して下さい。市街化区域内は省略。)

- 分合筆等がある場合は地積測量図又は登記簿の写
- 仮換地の場合は仮換地証明
- 農振農用地については農振除外の回答の写

隣地に配水地がある場合には必ず印鑑をもらってきて下さい

3枚複写のうち1枚は配水総代の控えとして総代に渡していただき、残り2枚を明治用水に提出してください。